

野焼きは法律で禁止

〔問〕野焼き：環境課 62-1252 宿毛警察署 65-0110
火入れ：産業振興課 62-1243

野焼き

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理のため、一部の例外を除き野焼きは禁止されています。煙や臭いで近隣に迷惑をかけるため、ご協力をお願いします。

乾燥している時期で、全国的に山林火災が発生しています。違法な野焼きは絶対にしないでください。

禁止例 ●ドラム缶 ●庭先や空き地 ●ブロック囲い ●簡易な小型焼却炉での焼却

例外 ●災害の予防・応急対策・復旧に必要な焼却 ●風俗慣習上・宗教上の行事に必要な焼却
●農林漁業を営むためやむを得ない焼却 ●軽微なたき火など

※例外でも苦情があれば改善をお願いすることがあります。

罰則 ●個人：5年以下の拘禁刑または1,000万円以下の罰金 ●法人：最高3億円の罰金

火入れ

森林または森林の周囲1kmの範囲内にある土地で次の理由により火入れを行う際には、開始する10日前までに市への申請書を提出しなければなりません。

【火入れの理由】 ●造林のための地ごしらえ ●開墾準備 ●害虫駆除 ●焼畠

令和8年宿毛市消防出初式

〔問〕宿毛消防署 63-3111(代表)
63-3300(火災・災害用)

1月11日(日)に宿毛市総合社会福祉センターにて、宿毛市消防団・消防団音楽隊・女性消防隊・宿毛消防署が一堂に会し、消防出初式が開催されました。

式典では中平市長、団長による訓示や永年勤続表彰・優良団員表彰が行われ、終了後には消防団車両による市内一斉パレード、さらに河戸堰で一斉放水が行われました。



災害時用の井戸の登録

〔問〕危機管理課 62-1254

地震等の災害が発生すると、水道が使用できなくなることが予想されます。そこで、水道施設が復旧するまでの水を確保する手段として、「災害時協力井戸」の登録を行っています。

災害時に井戸水の提供にご協力いただける方はご連絡をお願いします。

要件 ●市内に所在する井戸であって、現在使用しており、今後も継続的に使用が可能であること。
●災害時に無償で井戸水を提供することができること。
●安全に取水でき、生活用水として利用が可能であること。

